平成２６年（フ）第３８７号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　22―202、破産手続開始決定時の住所京都府宇治市明星町４丁目２番地の12
破産者　平野　克己
1　破産債権の届出期間　平成27年１月16日まで
2　一般調査期日　平成27年２月27日午後１時10分
平成26年12月５日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３６６５号
大阪府枚方市船橋本町２丁目54番地の１301
破産者　安藤　　郁
1　破産債権の届出期間　平成27年１月16日まで
2　一般調査期日　平成27年２月23日午後３時
平成26年12月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５８号
滋賀県草津市志那町989番地
破産者　市川　　博
1　破産債権の届出期間　平成27年１月19日まで
2　一般調査期日　平成27年２月20日午前11時10分
平成26年12月５日　　大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６６２号
堺市美原区小平尾750番地の２
破産者　株式会社鍛治製作所
1　破産債権の届出期間　平成27年１月22日まで
2　一般調査期日　平成27年３月12日午前10時30分
平成26年12月４日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８４０号
大阪府箕面市箕面４丁目８番18―202号、開始決定時の住所大阪府箕面市坊島１丁目５番41号
破産者　上村　勝教
1　破産債権の届出期間　平成27年１月23日まで
2　一般調査期日　平成27年２月23日午後３時30分
平成26年12月４日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２６年（フ）第３８３３号
大阪市西区新町３丁目９番５号
破産者　株式会社ヌークレオ
1　期日　平成27年１月16日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年12月４日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１０８号
福岡県大牟田市原山町11番地１
破産者　國﨑　誠子
異議申述期間　平成27年２月５日まで
平成26年12月５日
福岡地方裁判所大牟田支部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１１号
秋田県鹿角市八幡平字切留平21番地６
清算株式会社　株式会社八幡平山麓観光開発事業団
代表清算人　山口　謙治
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（ヒ）第２０８５号
東京都新宿区新宿５丁目11番30号
清算株式会社　株式会社Ｊ―ＮＥＸＴ
代表清算人　小関　義行
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第２０８６号
東京都新宿区新宿５丁目11番30号
清算株式会社　中小企業監査機構株式会社
代表清算人　小関　義行
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第１１号
沖縄県島尻郡伊平屋村字島尻65番地
清算株式会社　光平建設株式会社
代表清算人　名嘉　睦男
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
那覇地方裁判所民事第３部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第３号
三重県伊賀市石川279番地の40
清算株式会社　オリエント興産株式会社
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
津地方裁判所伊賀支部

包括的禁止命令

平成２４年（再）第５３号
東京都大田区西馬込２丁目31番５号
再生債務者　大同交通株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成26年12月３日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令

平成２６年（再）第３号
茨城県水戸市河和田町字丹下二ノ牧3891番地の10
再生債務者　株式会社関東大鳥
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　水戸市南町１丁目３番23号　カナザワビル５階　武田隆志法律事務所　弁護士　武田　隆志
平成26年12月３日　　水戸地方裁判所民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２６年（再）第２１号
東京都墨田区本所３丁目21番10号
再生債務者　和田工業株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　再生計画認可決定前の全ての発行済み株式87万株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式と引換えにする金額の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
3　減少する資本金の額　資本金4350万円全額
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式と引換えにする金額の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
平成26年11月５日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第１５号
奈良県大和高田市曽大根１丁目４番７号
再生債務者　松井　　洋
1　決議に付する再生計画案　平成26年11月14日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成27年２月４日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成27年１月21日
平成26年12月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再）第１号
沖縄県うるま市字具志川2716番地１
再生債務者　翔環境建設株式会社
1　決議に付する計画案　平成26年10月22日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成27年１月21日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成27年１月７日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成27年１月７日
平成26年11月27日　那覇地方裁判所沖縄支部